Apple 画面用AppleCare+
Mac 用AppleCare+

1. 本プラン

本契約 (以下、「本プラン」といいます) は、東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 (〒106-6140) を所在地とする Apple Japan 株式会社 (以下、「Apple」といいます) およびその承継者が上記プランに基づき提供するサービスについて定めるものであり、本文書、お客様のプラン確認書 (以下、「プラン確認書」といいます)、および本プランの販売領収書の原本に記載される条件を含みます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Apple から本プランを購入された場合、プラン確認書のコピーは mysupport.apple.com/productsより入手いただけます。

本プランに基づく特典は、適用法、製造元によるハードウェア補償、および無償のテクニカルサポートに基づくお客様の権利に追加して付与されるものです。本プランの条項は、特に別段の定めがない限り、固定期間型補償 (以下「固定期間プラン」といいます)、月次更新型補償 (以下「月次プラン」といいます)、または年次更新型補償 (以下「年間プラン」といいます) を問わず、同様に適用されます。本プランの支払いは、お客様またはお客様のプランの資金調達を行う第三者 (以下「支払いプランプロバイダ」といいます) が行うことがあります。

本プランは、以下の機器 (以下、総称して「対象機器」といいます) に適用されます。(i) お客様のプラン確認書に記載された Apple ブランドの Mac コンピュータまたは画面 (Apple純正スタンドおよび／またはVESAマウントを含み、Apple 純正画面に同梱されていたもの、または Apple ブランドの画面と同時に購入されたもの)、元のパッケージに同梱されていた Apple ブランドのアクセサリ (以下、「対象デバイス」といいます) (ii) Apple ブランドのマウス、 Magic Trackpad、および対象機器に付属していた場合 (またはMac mini、Mac Pro、Mac Studioと同時購入した場合) の Apple ブランドキーボード、対象機器に付属していた場合 (または Mac 対象機器と同時購入した場合) の Apple ブランド VESA マウントおよびスタンド、Apple メモリモジュール (RAM)、Apple USB SuperDrive (またはMac mini、Mac Pro、Mac Studioと同時購入のもの)、Apple 製 Mac に付属していた、または同時購入のApple 純正スタンドおよび／または VESA マウント、または対象デバイスと併用される対象機器の購入日より 2 年以内に新規購入された Apple 製メモリモジュール (RAM) およびApple USB SuperDrive (以下、「Mac Accessories」といいます)。対象機器は、Apple または Apple 正規販売店を通じて購入またはリース済みの新品の製品である必要があります。対象機器の法的所有権がお客様に譲渡される場合、第 10 項に従い、本プランもお客様に譲渡される必要があります。対象機器には、本プランの第 3 条に基づき Apple がお客様に提供する交換用製品が含まれます。

本プランは、お客様の対象機器にのみ適用されることを意図するものであり、お客様の対象機器にのみ適用されます。本プランはお客様による商用利用を目的とするものではなく、本プランの対象外である他者所有のデバイスのサービス提供を求める行為を含むがこれに限定されない、いかなる金銭的利益を得る目的でも利用できません。疑義を避けるために明記すると、本プラン第 10 項に定める固定期間プランの譲渡を除き、本プランに基づく権利は売却、譲渡、再委託、委任、または移転することはできないものとします。Apple は、コンプライアンス確保のため、お客様のサービスリクエストを監視する権利を留保します。本条項への違反行為があった場合、本プランは無効となる場合があります。

2. プラン期間および更新

本プランの補償は購入時に開始され、プランが解約されない限り、プラン確認書に記載された日付 (以下、「プラン期間」といいます) まで継続します。

月次プランの場合、プラン期間は 1 か月となります。プランは、下記第 9 項により定められている方法を通じた解約がない限り、解約時まで毎月自動更新されます。これには、サービス部品の入手不能により Apple がお客様の対象機器のサービス提供を継続できなくなった場合も含まれます。その場合、Apple は 30 日前の書面による解約通知をお客様に提供するか、法律により求められる要件に従うものとします。月次プランは、一部対象機器ではご利用いただけない場合があります。

年間プランの場合、プラン期間は 1 年間となります。プランは、下記第 9 項により定められている方法を通じた解約がない限り、解約時まで毎年自動更新されます。これには、サービス部品の入手不能により Apple がお客様の対象機器のサービス提供を継続できなくなった場合も含まれます。その場合、Apple は 60 日前の書面による解約通知をお客様に提供するか、法律により求められる要件に従うものとします。年間プランは一部対象機器ではご利用いただけない場合があります。

固定期間プランの場合、お客様のプラン期間はプラン確認書に記載されている期間で固定されます。Apple はお客様の固定期間プランの期間を更新する義務を負わないものとします。Apple が更新の提案をした場合、Apple が価格および条件を定めるものとします。

月次プラン、年間プラン、および分割払い (利用可能な場合) による固定期間プランにおいて、お客様はプランの初回購入時 (または、支払いプランプロバイダによる別途の支払いが行われていない場合は、プラン料金の初回支払い時) に使用したクレジットカード、デビットカード、その他の承認済みの支払い元 (Apple Payなど)(以下「支払い元」といいます) の登録を行い、プランの初回購入後の各更新期間または分割払い期間の初日前に自動的に登録済み口座での引き落としが行われること、およびプランの更新が行われることに同意するものとします。ただし、プランが解約された場合はこの限りではありません。何らかの理由により、支払い元への請求を行えない場合、かつお客様による別途適切な更新または分割払いが支払い期日までに行われない場合、お客様のプランの補償は、解約通知書を通じて通知された日付をもって解約されます。適用法に従い、Apple は、期限を超過した支払いを承認し、期限を超過した支払い日からお客様のプランを継続させ、更新を許可する権利を留保しますが、その義務は負わないものとします。月次プランおよび年間プランに限り、月次プランまたは年間プランの更新時に料金が変更される場合、本プランの第 11 項に従い、かかる料金の値上げに関する事前通知が行われます。

本プランの価格については、Apple または本プランを購入された販売店 (以下「Apple 正規販売店」といいます) により発行された販売領収書の原本をご参照ください。

3. 対象範囲

3.1 欠陥品またはバッテリー消耗のハードウェアサービス (以下、「ハードウェアサービスといいます」)

ハードウェアサービスは、プラン期間中に対象機器に材料上または製造上の欠陥が生じたこと、または内蔵充電式バッテリーを使用する対象デバイスのバッテリーの充電維持容量が当初の仕様の 80% 未満になった旨を Apple に通知し、有効な申し立てを行った場合に提供されます。ハードウェアサービスの履行に関する詳細は、第 3.3 条をご参照ください。

本プランによるハードウェアサービス補償の適用に関する例外については第 4 条に記載されています。

3.2 取り扱い時のアクシデントによる損傷のためのサービス (以下、「ADHサービス」といいます)

ADHサービス (以下、「ADH」といいます) は、プラン期間中に、予期せず意図しない外部事象 (落下、液体こぼれによる損傷など) による取り扱い時のアクシデントによる損傷で対象デバイスが故障した旨をお客様が Apple に通知し、有効な申し立てを行われた場合に提供されます。損傷は対象デバイスの機能に影響するもののみとします。ADH サービスの履行に関する詳細は、第 3.3 条をご参照ください。

本プランによる ADH サービス補償の適用に関する例外については第 4 条に記載されています。

3.3 ハードウェア補償および ADH サービスの履行

本プランの期間中、お客様により、ハードウェアサービスまたは ADH サービスに対する有効な請求が行われた場合、Apple は独自の裁量により、以下のいずれかの方法による対応を行います。(i) 新品部品、または Apple の機能要件を満たすテスト済みの中古純正 Apple 部品を使用して不具合部分を修理、または、(ii) 当該対象機器を

新品、または新品および／または Apple の機能要件を満たすテスト済みの中古純正 Apple 部品を含む交換品と交換。

(i) または (ii) の規定に基づく修理または交換が不可能、または利用できないと Apple が判断した場合、Apple は独自の裁量により、対象デバイスの Apple 現行小売価格 (または、Apple が対象デバイスモデルを現在は販売していない場合は、Apple が最後に対象デバイスモデルを販売した際の小売価格)、もしくは購入証明書の原本に記載された対象デバイスの購入金額のいずれか高い方の金額を、Apple ストアクレジットまたは Apple ギフトカードを Apple Account に送金することで返金、または現金で返金します。返金が行われた場合、元の対象デバイスは Apple の所有物となり、お客様の対象デバイスではなくなるため、お客様のプランは自動的に解約されます。

ADH サービスには、下記に記載されているサービス料金のお支払いが必要となります。各 ADH サービスは「サービスイベント」と呼ばれ、これには下記に記載されているサービス料金が適用されます。

Apple が対象デバイスの交換を行った場合、本プランに基づくすべての交換用デバイスは、元の対象デバイスと同等または実質的に類似する機能 (同等または強化された技術的特徴または機能を備えた異なるモデル、または同一モデルの色違いなど) を有するものとします。また、Apple の裁量により、交換用製品としては元の対象デバイスと同等またはそれ以降のモデルで技術的または機能的な特徴・機能が異なるものが選択される場合があります。Apple が対象デバイスの交換を行った場合、元の製品はAppleの所有物となり、代替品はお客様の所有物となります。代替品の補償期間はプラン期間の残存期間の終了時まで持続します。

Apple は、サービスの提供において対象デバイスまたは純正部品の調達元国とは異なる国から調達したデバイスまたは交換用部品を使用する場合があります。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

3.4 サービス料金およびサービスイベント

各 ADH サービスは「サービスイベント」と呼ばれ、これには下記に記載されているサービスイベント料金が適用されます。お客様は、本プランの有効期間中、本プランが解約またはその他理由により終了される日まで、対象デバイスに対する無制限のサービスイベントを受ける資格を有します。本プランの解約後または終了後に Apple に提出され、Apple が受けたサービスイベントのリクエストについては、本プランの対象外となります。

重要：ADH サービスの提供における例外については、第 4 条をご参照ください。

以下のサービス料が各サービスイベントに適用されます。

	MacBook Neo 13 インチ (A18 Pro)	Mac (その他すべてのモデル)	Apple 画面
Tier 1 ADH サービスイベント - ADH損傷画面のみ - ADH損傷底面筐体のみ	8,400円	12,900円	12,900円
Tier 2 ADH サービスイベント - その他のアクシデントによる損傷	25,800円	37,100円	37,100円

※料金には、適用される税金が含まれており、お客様ご自身でお支払いいただきます。

上記の「アクシデントによる損傷サービス」の事案および各サービスレベルにおいて、「画面」には、ガラス画面および外側の蓋ケース (該当する場合) が含まれます。「底面筐体」には、キーボードが収納されている筐体、キーボード本体、および底面の外側筐体 (該当する場合) が含まれます。

Tier 1 ADH サービスイベントの対象となるには、対象機器に Apple による修復作業時に画面のみ、または底面筐体のみの修復を妨げるようなその他の損傷箇所 (該当する場合) がなく、かつ、そのようなその他の損傷箇所によ

り、Apple が対象機器の画面または底面筐体を修理できなくなるような状況でないことが条件となります。画面および底面筐体に損傷がある対象機器、または画面や底面筐体以外の部分にその他の損傷箇所がある対象機器については、Tier 2 の ADH サービスイベント料金が請求されます。

「画面のみ」の修理は、ガラススクリーンおよび／または外装ケースを備えた対象機器にのみご利用いただけます。

Apple 純正画面と一緒に使用する Apple 純正スタンドおよび／または VESA マウントにアクシデントによる損傷が生じた場合は、Tier 1 ADH サービスイベントとして分類されます。

なお、本プランによるサービスの提供を日本以外の国において希望される場合にかかるサービス料金またはこれと同等の地域の料金は、当該国の通貨、および当該国に適用されるレートで支払う必要がある場合があります。詳細については、AppleCare+ サポートウェブサイト (apple.com/legal/sales-support/applecare/applecareplus/) で適切なデバイスおよびサービス提供を希望される場所をご選択いただき、適用される利用規約・料金表をご確認ください。

3.5 テクニカルサポート

Apple はプラン期間中、お客様に電話およびウェブサイトを通じた対象機器のテクニカルサポート (以下、「テクニカルサポート」といいます) を優先的に提供します。テクニカルサポートには、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、および復元 (データの復元を除く) に関するサポートが含まれる場合があります。これには、ファイルの保存・取得・管理、システムエラーメッセージの解釈、ハードウェアサービスが必要なタイミングの判断が含まれ、ADH 補償が適用される場合もあります。Apple は、サポート対象ソフトウェアのその時点で最新のバージョンおよび直前のメジャーリリースに関するサポートを提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリースナンバー形式によって Apple が商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリース版でないものを意味します。

Apple テクニカルサポートの提供は、以下に限定されます。(i) 対象機器 (ii) 対象機器にプリインストールされている、または対象機器との連携を目的として設計されたApple ブランドのオペレーティングシステム (以下、「macOS」といいます) およびAppleブランドのソフトウェアアプリケーション (以下、「消費者向けソフトウェア」といいます) (iii) 対象機器、および対象機器の接続仕様を満たし、対象機器に対応する OS を実行するコンピュータまたはデバイスとの接続に関する問題。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

4. 補償内容の対象とならないもの

4.1 ハードウェアサービスおよび ADH サービス

Apple は、対象機器が最初に購入された国でのハードウェアサービス、および ADH サービスの提供を制限する場合があります。ハードウェアサービスおよび ADH サービスが提供される条件として、対象機器はすべて、元の部品または Apple の純正交換部品が含まれた完全な状態でAppleに返却される必要があり、お客様は第 7 条に記載された「お客様の責任」に従う必要があります。なお、この制限は消費者法によるお客様の権利を妨げるものではありません。他社製の部品を取り付けると、お客様の保証範囲に影響が及ぶ場合があります。

Apple は、以下の状況ではハードウェアサービスまたは ADH サービスを提供しかねます。

(a) 通常の使用に伴う経年劣化、または対象機器の機能に影響を及ぼさない審美性に関する損傷である場合
(b) 予防保守
(c) 紛失した、または盗難被害に遭った対象機器に代わるものを提供する場合
(g) 無謀行為、乱用行為、故意の行為もしくは意図的な行為、または通常ではない方法や Apple が意図していない方法による対象機器の使用によって生じた過度の物理的損傷 (製品がつぶれたり、曲がったり、浸水して

いるなど) の場合
(e) 対象機器の修理中に、対象機器またはお客様に提供された機器を設置、取り外し、または廃棄する場合
(f) 対象機器ではない製品によって生じた損傷
(g) 対象機器に含まれない製品、または対象機器以外の製品 (対象機器と併用される他社製の部品または付属品を含む) の使用によって生じた損傷の修理
(h) 対象機器が Apple または Apple の正規代理店以外により開封、修復 (アップグレードおよび拡張を含む)、改造、または改変された際に対象機器が損傷した (原因を問わない) 箇所を修復する場合
(i) お客様が対象機器を購入した後に本プランを購入した場合における、本プランの購入前に対象機器に生じていた不具合の修理
(j) シリアル番号が改変、汚損、または除去されている対象機器の損傷の修理
(k) 火災、地震、洪水、またはその他これらに類似する外部要因により損傷した機器を修理する場合
(l) 生物学的物質やアレルゲンを含むがこれらに限定されない、健康リスクをもたらす有害物質による損傷から保護する場合
(m) 本プランに明記されている補償対象とされる損失以外のあらゆる原因または損失 (当該システムのあらゆる不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信または送信を含む) による、対象機器内での情報の保存、処理、アクセス、送信、または受信に使用される、あらゆる電子ハードウェアまたはソフトウェア、もしくはそのコンポーネントの喪失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能、または
(n) 当該データの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信または送信によって生じたあらゆる損失を含む、対象機器内に保存されたあらゆる電子データの喪失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能に関するサポート

4.2 テクニカルサポート

Apple は、以下の状況ではテクニカルサポートサービスを提供しかねます。

(a) 対象機器またはソフトウェアの本来の使用目的や修正方法に合致しない方法での対象機器、macOS、またはコンシューマーソフトウェアの使用または修正
(b) その時点で最新のバージョンにソフトウェアをアップグレードすることにより解決が可能な場合
(c) 他社製品、あるいは他社製品が対象機器、macOS またはコンシューマーソフトウェアに与えた影響、あるいは相互作用に関する場合
(d) コンシューマーソフトウェアに関連しないコンピュータまたは macOS を使用する場合、または対象機器との接続に問題がある場合
(e) macOS またはコンシューマーソフトウェア以外のソフトウェアの場合
(f) 「ベータ版」、「プレリリース」、「プレビュー」、または同様の呼称が適用されているコンシューマーソフトウェアに関するサポート
(g) 対象機器に保存または記録されていたソフトウェアまたはデータの一切に関する損害や損失 (ソフトウェアプログラムおよびユーザーのデータの復元および再インストールに関する補償は本プランには含まれません)
(h) 他社製のウェブブラウザ、電子メールアプリケーション、およびインターネットサービスプロバイダーソフトウェア、またはこれらの使用に必要な macOS の設定
(i) 本プランに明記されている補償対象とされる損失以外のあらゆる原因または損失 (当該システムのあらゆる不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信または送信を含む) による、対象機器内での情報の保存、処理、アクセス、送信、または受信に使用される、あらゆる電子ハードウェアまたはソフトウェア、もしくはそのコンポーネントの喪失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能、または
(j) 当該データの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のあるコードの受信または送信によって生じたあらゆる損失を含む、対象機器内に保存されたあらゆる電子データの喪失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能に関するサポート

5. サービスおよびサポートを受ける方法

0120-277-535 (国内) または (81) 3-6365-4705 (海外) を通じて Apple にお電話いただくか、support.apple.com/ja-jpにアクセスいただくことにより、サービスまたはテクニカルサポートを受けることができます。ご連絡いただく場合はプラン契約番号または対象デバイスのシリアル番号をご提示いただく必要があります。また、Apple が求めた場合は、本プラン確認書、および対象デバイスと本プランの販売領収書の原本を提示していただく必要があります。

6. サービスのオプション

Apple は、Apple がお客様に提供する修復・交換サービスの方法、および特定のサービスの対象機器の内容を変更する場合があります。サービス内容は、適用される地域、州、および連邦の法律、規制、および法的要件の対象となります。適用される法律、規制、または法的要件により、デバイスの発送、輸送、輸入、輸出、もしくは返送が制限または禁止されている地域、あるいは当該サービスオプション自体が禁止されている地域では、特定のサービス内容をご利用いただけない場合があります。

サービス内容は、お客様がサービスを希望する国において利用可能なオプションに制限されます。サービスのオプション、部品の在庫、および対応時間は状況により異なる場合があります。対象機器が購入国以外の国でサービス対象外である場合、サービスが提供されている国での修復サービスに伴う送料および取扱手数料はお客様負担となる場合があります。購入国以外の国でサービスが提供される場合、お客様は適用される輸出入取引法および規制を遵守し、関税、付加価値税 (VAT) およびその他の関連する税・手数料に関する一切の責任を負うものとします。海外でのサービスが行われる場合、Apple は製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

Apple は以下のうちいずれか、または複数のオプションを通じてお客様にハードウェアサービスまたは ADH サービスを提供します。

(a) 持ち込みサービス持ち込みサービスは、ほとんどの対象機器でご利用いただけます。対象機器を Apple 直営店または持ち込み修復サービスを提供する Apple 正規サービスプロバイダー (以下、「AASP」といいます) へご返品ください。サービスは、直営店で行われ、店舗は対象機器を Apple 修理サービス拠点 (以下、「ARS」といいます) へ送付する場合があります。お客様は速やかに対象機器を引き取る必要があります。

(b) 出張修理サービス一部を除くデスクトップコンピュータおよび Apple 純正画面の設置場所が Apple 正規オンサイトサービスプロバイダの所在地から半径 80 キロメートル圏内にある場合、オンサイトサービスが提供されます。以下に記載する通り、在宅自己交換修理サービスによって修理可能な特定の部品については、出張修理の対象となりません。オンサイトサービスが提供可能であると Apple が判断した場合、Apple は対象機器がある場所にサービス技術者を派遣します。サービスは、各拠点で提供されるか、サービス技術者が対象機器を AASP または ARS 拠点に配送して修復作業が行われます。対象機器の修復が AASP または ARS の拠点で行われる場合、Apple は、サービス終了後、対象機器をお客様の元に配送する手配を行います。サービス技術者が指定の時間に対象機器へのアクセスを許可されない場合、その後の訪問では追加料金が発生する場合があります。

(c) 集荷・配送による修理サービスお客様の対象機器が集荷・配送による修復サービスの対象であると Apple が判断した場合、Apple は Apple が指定する配送会社を通じた対象機器の集荷を行います。サービスが完了すると、Apple は対象機器または交換用製品をお客様に返送します。すべての手順に従っていただいた場合、Apple は、お客様の所在地までの往復の対象機器の回収手数料および配送料を支払います。

(d) 自己修理 (以下、「DIY」といいます) 部品サービスDIY 部品サービスは様々な対象機器を対象としています。これにより、お客様ご自身で対象機器を修理いただけます。いずれの場合も、Apple は DIY 部品サービスに関連してお客様が負担する人件費については一切の責任を負いかねます。DIY 部品サービスが利用可能な場合、以下のプロセスが適用されます。

(i) Apple が交換済みの対象機器の部品の返却を求める場合のサービスApple は、交換対象となる対象機

器部品の小売価格およびその送料の担保として、クレジットカードによる支払いの承認を要求する場合があります。クレジットカードの認証を行っていただけない場合は、サービスをご利用いただけず、Apple により、サービスの代替案の提案が行われます。Apple は、対象機器の交換用部品を、取り付け手順書と併せて発送します (該当する場合)。また、交換済みの対象部品の返却に関する要件がある場合、かかる旨を通知します。すべての手順をお踏みいただいた場合、Apple はクレジットカードによる支払い承認の要求をキャンセルします。その場合、製品・部品、およびお客様の所在地への往復送料は請求されません。指示通りに交換済みの機器の部品が返却されない場合、またはサービス対象外である交換機器、部品、またはアクセサリが返却された場合、Apple は所定の金額をお客様のクレジットカードアカウントに請求します。

(ii) Apple が交換済みの対象機器の部品の返却を求めない場合のサービスApple は、対象機器の交換用部品を、インストール手順書と併せて無料で発送し (該当する場合)、交換済みの部品の廃棄に関する要件がある場合、かかる旨を通知します。

ご不明な点などございましたら、Apple までご連絡ください。お住まいの地域でご利用いただける電話番号は support.apple.com/HT201232に記載されています。

7. お客様の責任

本プランに基づくサービスまたはサポートを受けるため、お客様は以下の事項に同意するものとします。(i) プラン契約番号、プランの購入証明書の原本の写し、および対象機器の購入証明書の原本の写しを提供すること (ii) 対象機器の問題の内容および原因に関する情報を提供すること (iii) 対象機器の検査または修復に必要な情報を提供するよう要請があった場合にこれに応じること (iv) Apple の説明に従うこと (v) サービスが提供される前にソフトウェアを現在リリースされている最新版にアップデートすること (vi) 対象機器に保存されているソフトウェアおよびデータのバックアップを行うこと。

Apple はハードウェアサービス中に対象機器のコンテンツを削除し、ストレージメディアの再フォーマットを行い、対象機器の元のソフトウェア構成およびその後の更新リリース版を再インストールします。これにより、サービスの実施前に対象機器に保存されていたすべてのソフトウェアおよびデータが削除されます。Apple は対象機器をお客様に返却するか、または対象機器が当初設定されていた状態 (適用されるアップデートを含む) と同じ状態の代替品を提供します。Apple は、対象機器の macOS バージョンが以前のバージョンに戻ることを防ぐためのハードウェアサービスの一環として、macOS アップデートをインストールする場合があります。対象機器にインストールされている他社のアプリケーションは、macOS のアップデート後に互換性がなくなったり、機能しなくなったりする場合があります。お客様はその他すべてのソフトウェアプログラム、データ、およびパスワードの再インストールを行う責任を負います。

8. 責任制限

適用法により認められる最大限の範囲において、Apple、その社員、およびその代理人は、いかなる状況においても、対象機器の所有者またはその後継所有者に対し、間接的損害、結果的損害 (プログラムまたはデータの復旧、再プログラミング、または再生産にかかる費用、データの秘密保持義務の不履行、事業、利益、収益の損失を含むがこれらに限定されない) に関する責任を一切負わず、プログラムまたはデータの復元、再プログラミング、複製にかかる費用、データの機密性を維持しないこと、事業、利益、収益、および予想される貯蓄額の損失を含むがこれらに限定されない、本プランに基づく Apple の義務に起因するあらゆる損害について、いかなる状況においても責任を負いかねます。適用法により認められる最大限の範囲において、本プランに基づき生じる Apple、その社員、代理人、および後継所有者に対する責任の限度額は、本プランの当初の購入価格を超えないものとします。Apple は特に、以下の事項を保証しないものとします。(i) 対象機器をプログラムやデータのリスク・損失なしに修理または交換すること (ii) データの機密性が保持されること (iii) 製品の動作が中断することなく、またはエラーなしに実行されること。

本プランにより付与される特典は、消費者関連法および規制に基づく権利および救済措置に追加されるものです。これらの法令および規制に基づく責任が制限される範囲において、Apple の責任は、Apple の単独の裁量に

より、対象機器の交換または修復、もしくはサービスの提供に限定されます。

本プランの他の条項にかかわらず、日本の消費者関連法が適用される場合、契約違反または Apple による不法行為に起因する損害に対する Apple の責任を制限する条項は、当該損害が Apple の故意または重大な過失によるものである場合には適用されないものとします。

9. 解約

9.1 お客様の解約権

お客様は、お客様の本プランの種類や理由にかかわらずいつでも、直ちに有効に本プランを解約することができ、その場合は以下に記載された通りに返金を受けることができる場合があります。返金を受けるには、お客様のプラン契約番号および／またはプランの購入証明書の原本の提出が必要となる場合があります。

9.2 解約方法

(a) 対象デバイスの返品を伴う解約：

本プランを解約、および対象デバイス (下取り品を除く) の返品を行うには、購入元の返品ポリシーに基づき、対象機器を販売元チャネル (Apple 正規販売店または Apple) に返品する必要があります。お客様 (または支払いプランプロバイダー) にはプランの全額が返金されます。Apple 正規販売店から対象デバイスを購入され、解約される場合は、下記に従って Apple にご連絡いただく必要がある場合があります。対象デバイスを購入した販売チャネルとは異なる販売チャネルから本プランを購入し、解約する場合は、Apple にご連絡いただく必要がある場合があります。

(b) Apple正規販売店から購入済みのプランの解約：

(1) 固定期間プランを Apple 正規販売店から購入し、プランの購入から 30 日以内に解約される場合は、Apple 正規販売店にご連絡いただき、プランを解約していただく必要がある場合があります。

(2) 固定期間プランを Apple正規販売店から購入された後、30 日後に解約される場合は、以下のいずれかの方法により解約できます。

(A) Apple に電話で連絡する：0120-277-535 (国内) または (81) 3-6365-4705 (海外)

(B) Apple Mail Center (〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 AppleCare サービス＆サポート製品事務局) 宛てに書面による通知を送付する

固定期間プランを解約するために書面による通知を送付される場合は、必ず対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、およびお客様のご連絡先を明記してください。ご契約のプランは、書面による通知をお客様から受領した時点で解約されます。

(3) Apple正規販売店から月次プランまたは年間プランを購入した場合は、当該 Apple 正規取扱店に連絡してプランを解約してください。

(c) Apple から購入した月次プランまたは年間プランの解約：

Apple から購入した月次プランまたは年間プランを直ちに解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

(1) Apple に電話で連絡する：0120-277-535 (国内) または (81) 3-6365-4705 (海外)

(2) Apple Mail Center宛て (AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号) に書面による通知を送付する。

月次プランまたは年間プランを解約するために書面による通知を送付される場合は、必ず対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、およびお客様のご連絡先を明記してください。ご契約のプランは、書面による通知をお客様から受領した時点で解約されます。

(3) 利用可能な場合は、月次プランまたは年間プランの自動更新を中断することで、月次プランまたは年間プランを解約することもできます。これを行うには、対象デバイスで support.apple.com/HT202039にアクセスし、「サブスクリプションの解約」を選択します。この場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた月末日または年末日の 夜中となります。月次プランまたは年間プランは当該月または当該年の最終日まで有効であり、その後自動的に解約されます。なお、解約に伴う返金は一切行われないものとします。

(d) Apple から購入した固定期間プランの解約：

Apple から購入した固定期間プランを解約する場合は、以下のいずれかの方法により解約できます。

(1) 利用可能な場合、かつ Apple から固定期間プランを購入済みである場合に限り、App Store からダウンロード可能な Apple サポートアプリの手順に従ってください。解約時にご利用のプランが表示されない場合、Appleアカウントの設定を完了しなければならない場合があります。詳細は、support.apple.com/HT202704。

(2) 利用可能な場合、かつ Apple から固定期間プランのみを購入済みである場合、getsupport.apple.com/productsで「ハードウェア補償」から「AppleCare プランの解約」を選択し、解約手順に従ってください。

(3) Apple に連絡する (電話)：0120-277-535 (国内) または (81) 3-6365-4705 (海外)

(4) Apple Mail Center 宛て (AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号) に書面による通知を送付する。

固定期間プランを解約するために書面による通知を送付される場合は、必ず対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、およびお客様のご連絡先を明記してください。ご契約のプランは、書面による通知をお客様から受領した時点で解約されます。

支払いプランプロバイダを通じてその支払いが融資されている固定期間プランを解約するには、Apple (0120-277-535 (国内) または (81) 3-6365-4705 (海外)) にご連絡いただくか、支払いプランプロバイダにご連絡いただき、プランの解約をお客様に代わって行うよう要請してください。Apple はお客様のプランの返金を Apple への支払いを行った資金調達機関に行うことがあります。

9.3 月次プランの返金

対象機器の返却を伴わない形で、本月次プランを解約するために Apple に連絡した場合、次の基準に基づいて計算される返金を受ける権利があります。

(1) 本月次プランの初回購入日またはプランの更新日より 14 日以内に解約する場合、全額返金されます。

(2) 本月次プランの初回購入日またはプランの更新日から 14 日を超過して解約する場合、月次プランの残存期間に応じた日割り計算による返金を受けることができます。

本プランに基づきすでに有効な請求を行っている場合、解約の時期にかかわらず、Apple は返金対象額から提供済みサービスの相当額を差し引く場合があり、その結果、返金対象額が生じない場合があります。

前述のとおり、次回の月次プランの更新を停止した場合、解約は、最終月分の月額料金が支払われた月の末日の夜中まで延期されます。月次プランは当該月の末日まで有効であり、その後自動的に解約されます。その際、解約に伴う返金は一切行われません。

9.4 年間プランの返金

対象機器の返品の有無にかかわらず、Apple に連絡して本年間プランを解約する場合、お客様には、以下の基準に基づいて計算される金額を受領する権利がある場合があります。

(1) 本年間プランの初回購入日またはプランの更新日より 30 日以内に解約する場合、全額返金されます。

(2) 本年間プランの初回購入日またはプランの更新日から 30 日を超過して解約する場合、年間プランの残存期間に応じた日割り計算による返金を受けることができます。

本プランに基づきすでに有効な請求を行っている場合、解約の時期にかかわらず、Apple は返金対象額から提供済みサービスの相当額を差し引く場合があり、その結果、返金対象額が生じない場合があります。

年間プランの支払いに第三者による融資を利用されている場合は、その融資元に連絡してプランを解約してください。Apple はお客様のプランの返金を Apple への支払いを行った資金調達機関に行うことがあります。

前述のとおり、次回の年間プランの更新を解除した場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた月末日の夜中となります。年間プランは当該年の末まで有効であり、その後自動的に解約されます。その際、解約に伴う返金は一切行われません。

9.5 固定期間プランの返金

対象デバイスの返品の有無にかかわらず、Apple に連絡してこの固定期間プランを解約する場合、お客様には、以下の基準に基づいて計算される金額を受領する権利がある場合があります。

(1) 固定期間プランの購入日から 30 日以内に解約され、かつプラン代金が全額支払い済みである場合、全額返金されます。

(2) 本固定期間プランの初回購入日またはプランの更新日から 30 日を超過してからの解約で、かつプラン代金を全額お支払い済みである場合は、プランの残存期間に応じた日割り計算による返金を受けることができます。

本プランに基づきすでに有効な請求を行っている場合、解約の時期にかかわらず、Apple は返金対象額から提供済みサービスの相当額を差し引く場合があり、その結果、返金対象額が生じない場合があります。

お客様の固定期間プランが支払いプランプロバイダを通じて支払われている場合、Apple は当該プランの返金を Apple への支払いを行った資金調達機関に行うことがあります。

9.6 Appleの解約権

月次プランまたは年間プランの更新料やその他の分割払いなど、お支払いいただくべき金額について、何らかの理由によりお客様のお支払い元への請求ができず、お客様からも期日または該当する更新日までに適切なお支払

いが行われなかった場合、未払いを理由としてプランが解約され、当該期日または更新日をもってのプランの補償内容の適用が終了する可能性があります。

適用法による別段の定めがない限り、Apple は、詐欺または重大な虚偽表示があった場合、またはお客様が自らの金銭的利益を図るための商業目的で本プランを利用した場合、予告なしに直ちに本プランを解約でき、お客様に提供されたすべてのサービスの料金の即時支払いを請求できるものとします。その場合、いかなる種類の返金も行われません。

また、適用される現地法による別段の定めがない限り、対象機器のサービス部品が入手不可能となった場合、または対象機器の補償ができなくなった場合、Apple は 30 日前の書面による事前通知をもって本プランを解約することができるものとします。現地の法律で許可される場合は、Apple が修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に比例した金額がお客様に返金されます。

9.7 正規下取りによる解約

月次プランおよび年間プランの対象デバイスを Apple Trade In プログラムを通じて下取りに出した場合、かかる下取り機器は月次プランまたは年間プランの解約希望の意思表示とみなされ、下取りが受理された時点で解約されます。

9.8 解約の効力

早期解約が有効になった時点で、本プランに基づく Apple のお客様に対する将来の義務はすべて消失します。

10. 固定期間プランの譲渡

以下の条件を満たす場合に限り、本プランに基づくすべての権利を他者に一度限り永久的に移転することができます（固定期間プランのみ）。(i) 購入時の原本、プラン確認書、プランに関する印刷物、および本サービス契約書を他者に譲渡すること、(ii) support.apple.com/HT202712の指示通りに Apple に移転通知を行うこと、および (iii) 譲受人が本サービス契約の条件に同意すること。プランの購入を支払いプランプロバイダを通じて行った場合、またはその他の方法により分割払いを行う場合、譲受人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継ぎ、これを遵守するものとします。なお、譲受人がこれに違反した場合、第 9条に記載されている解約条項が適用され、直ちに解約されます。譲渡について Apple に通知する際は、本プラン契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。月次プランおよび年間プランの移転は不可とします。

11. プランの変更

契約時に発行された本プランの利用規約は、本プランの期間中および月次プランまたは年間プランの利用期間中、その効力を維持します。ただし、Apple が本プランの利用規約の改定を通知した場合は除きます。Apple は、お客様に対する 30 日前 (または法律による規定 (以下、「通知期間」といいます) がある場合は 30 日以上前) の書面による事前通知をもって、価格および適用されるサービス料金を含む本プランの利用規約を随時変更する場合があります。これらの通知は、別途書面、メール、またはその他の合理的な方法により提供されます。改定版プラン利用規約に同意しない場合、お客様は本プランを違約金なく解約できます。予告期間内に本プランを解約しなかった場合は、毎月または毎年の請求額、またはその他の分割払いの請求額 (該当する場合) を引き続き支払うこと、または本プランの利用規約変更 (価格やサービス料の変更に関するものを含む) の通知を受け取った後に本プランに基づく修理サービスを依頼することにより、改定された本プランの利用規約に同意したものとみなされます。いかなる場合であっても、お客様は第 9 項に従い、本プランをいつでも解約することができます。

Apple が本プランの改定版を採用し、追加費用またはサービス料金の増額なしに補償範囲を拡大する場合、かかる補償範囲は本プランに直ちに適用されます。

12. 一般条項

(a) Apple は、その義務の履行を他社に委託または譲渡することができますが、これによりお客様に対する義務が免除されることはないものとします。

(b) Apple は、Apple の合理的な支配の及ばない事由に起因する本プランに基づく義務の不履行または遅延について、一切の責任を負いかねます。

(c) お客様は、本プランに基づくサービスを受けるために、対象機器に関する予防保守を実施する必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。また、本プランは一部管轄区域では利用できない場合があり、法律により禁止されている地域では利用できません。

(e) Apple は、その義務の履行において、独自の裁量により、また Apple による対応の品質を監視することのみを目的として、お客様と Apple との通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランに基づき Apple に開示される情報およびデータがお客様の機密情報または専有情報でないことに同意します。また、お客様は、Apple がサービス提供を行う際にお客様に代わり情報を収集および処理する場合があることに同意するものとします。これには、Apple 顧客プライバシーポリシーの条項に従い、関連会社またはサービスプロバイダーにお客様のデータを移転することが含まれる場合があります。

(g) Apple は不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。

(h) **お客様は、本プランの購入により、Appleがお客様の情報をapple.com/jp/legal/privacy/に記載されている Apple 顧客プライバシーポリシーに従って使用、処理、移転、および保護することを理解し、これに同意するものとします。前項による規定に影響を及ぼすことなく、お客様は、Apple、その関連会社、またはサービスプロバイダがお客様のプランに関連して当社、その関連会社、またはサービスプロバイダが収集または生成するお客様の氏名、デバイスのシリアル番号、連絡先情報、修理履歴およびその他の個人情報を以下の目的で利用および処理することに同意するものとします。(i) プランに基づくサービスの提供、管理、および本契約の履行のため (ii) サービス品質の確保のため (iii) お客様のプラン、関連する金融取引、および本契約に基づき提供されるサービスおよびサポートに関するお客様への連絡を行うため。そのため、お客様は、上記には Apple、その関連会社、およびサービスプロバイダー間での個人情報の移転が含まれる場合があることに同意するものとします。個人データの処理に関するご不明点などがある場合は、記載されている電話番号またはapple.com/legal/privacy/contactを通じてAppleまでご連絡ください。Apple が保持するお客様の情報の確認を希望される場合や、これらの情報の変更を希望される場合は、account.apple.comから連絡先設定を行うか、apple.com/jp/privacy/contact/よりAppleまでご連絡ください。**

(i) 本プランの販売領収書の原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的な条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様と Apple との完全なる合意を構成します。

(j) 各月次または年間プランは、本プランの第 11 項に従い価格変更に関する事前通知が行われ、解約されない限り、当初のプラン購入価格で自動的に更新されます。Apple はいかなる固定期間プランの期間についても更新する義務を負わないものとします。Apple が更新の提案をした場合、Apple が価格および条件を定めるものとします。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスは一切利用できません。

(l) 本プランにおける「Apple」とは、**Apple Japan 合同会社** (〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号) を指し、同社が本プランによる財政的および法的な債務者です。

(m) 本プランには日本国の法律が適用されます。本プランに沿ったサポートサービスは日本語でのみ提供されます。

(n) 日本以外の国において購入されたデバイスは、本プランに基づく補償の対象外となる場合があります。

電話番号

お住まいの地域でご利用いただける番号はsupport.apple.com/HT201232に記載されています。

※電話番号および営業時間は変更される場合があります。フリーダイヤル番号は一部地域ではご利用いただけない場合があります。

093026 AC+ Mac Japan v2.2 - Japanese